

第7章 補則

(要綱施行)

第17条 この要綱に定めることのほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会議における合意を経て会長が別に定める。

(要綱改正)

第18条 この要綱の改定は、委員の過半数が出席する会議における過半数の同意による。

2 要綱の改定に係る委員の発議は、出席委員の過半数の賛同により採択し、採択した案件については可能な限り速やかに協議する。

附 則

1 この要綱は、平成16年10月31日から施行する。

2 この要綱は、平成17年10月2日から施行する。

第2節 協議会委員名簿

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会・委員名簿

(五十音順)

	氏名	専門分野または所属	住所・所在地
専門家	前田 繁※1	マエダ オサム	湖沼生態学
	平井 寿弘※1	ヒライ キヨヒロ	自然地理学・環境地形学
	川前 政幸	カワマエ マサユキ	魚類・茨城県内水面水底試験場長
	小舟 和宏※2	コソイ カズヒロ	
	須田 道之	スダ ナオユキ	生物生态学
団体	西尾 淳	ニシオ 勝	植物生态学
	荒尾 稔	アラオ ミノル	日本雇を保護する会
	飯島 博	イイジマ ヒロシ	特定非営利活動法人 アサケ基金 代表理事
	飯田 豊夫男	イイダカ フトオ	石岡の自然を守る会 代表
	今泉 忠男	イマイズミ タツオ	かすみがうら市漁業協同組合
	岩瀬 栄一	イワセ エイチ	沖宿下石田干拓水利組合 組合長
	大野 昭一	オオノ ショウイチ	上大塙東小学校PTA 会長
	鷲鳥 喜助※2	ワキシマ ハジロウ	
	酒井 京司	サカイ キュウジ	JA土浦 田村原根共耕部会
	瀬古沢 登	セコザワ ノボル	土浦第一漁業協同組合 理事組合長
	芦井 邦雄	トイドンゴ	沖宿土地改良区 理事長
	浜田 忠	ハマタ タクダ	沖宿町消防団 団長
	浜田 文男	ハマタ フネオ	湖南住民の会 代表幹事
	浜田 雄吉	ハマタ ユキチ	沖宿町向内会(区) 区長
	坂東 秀樹	ハンドウ ヒデキ	特定非営利活動法人 エコタウンほこた 代表理事
	須越 昭	ホリコシ アキラ	社団法人霞ヶ浦市民協会 理事長
公務委員	本間 勝元	ホンマ ナカユキ	特定非営利活動法人 水質協会(茨城分会) 理事
	横山 鉄夫	ヨコヤマ テツオ	(有)ワールドハーモニカティー(WBS) 会長
	吉田 健也	ヨシダ シンヤ	田村町区
	有吉 淳	アリソン ギヨン	土浦市
	石川 隆市	イシカワ キヨウチ	水戸市
	伊藤 春樹	イエト ハルキ	銚浦村
	越田 昌明	オエダ マサアキ	阿見町
	大川 幸一	オオカワ ハヤシ	土浦市
	貝塚 男	カイヅカ カズム	土浦市
	荷地 敏夫	ホキチ トシオ	土浦市
	古仁所 洋一	コニシヨコ ヨウイチ	土浦市
	酒井 武一郎	サカイ タケイチロウ	土浦市
	清水 皓	シミズ ヒロシ	土浦市
	城之内 健一	シロウチ ケンイチ	つくば市
個人	鎌木 康夫	スズキ ヤスオ	石岡市
	高野 哲夫	タカノ テツオ	土浦市
	高橋 修一	タカハシ シュウイチ	行方市
	高村 兴子	タカムラ ソリコ	つくば市
	庵 雅己	タキ マサヒ	土浦市
	館野 正義※3	タネノ マサヨシ	土浦市
	沼澤 篤	ヌマザワ ツヅル	土浦市
	野原 小右二※4	ノバラ コロジ	行方市
	羽成 文雄	ハナナミ フミオ	土浦市
	浜田 茂子	ハマタ エンコ	土浦市
	浜田 忠良	ハマタ タダヨシ	土浦市
	浜田 陽一	ハマタ ヨウイチ	土浦市
	藤野 佳織	フジノ カオリ	東京都世田谷区
	宮本 駿夫	ミヤモト ノブオ	かすみがうら市
地方公共団体	村本 弘章	ムラモト ヒロアキ	かすみがうら市
	八島 八郎	ヤシマ ハチロー	土浦市
	安田 麻耶子	ヤスタ マヤコ	潮来市
	山根 幸美	ヤマネ ユキミ	土浦市
	山本 秀泰	ヤマモト ヒデハル	かすみがうら市
	吉田 明子	ヨシダ アキコ	土浦市
	吉田 幸二	ヨシダ コウジ	阿見町
	吉田 哲行	ヨシダ トモエキ	土浦市
	和田 哲男	ワタ テツオ	阿見町
	茨城県企画部水・土地計画課長		
	茨城県企画部地域計画課長		
	茨城県生活環境部環境政策課長		
関係行政機関	茨城県生活環境部環境対策課長(霞ヶ浦対策課)※5		
	茨城県霞ヶ浦環境科学センター副センター長(霞ヶ浦対策課)※5		
	茨城県農林水産部農政課長		
	茨城県農林水産部水産振興課長		
	茨城県農林水産部農地局農村計画課長		
	茨城県農林水産部農地局農村環境課長		
	茨城県土木部河川課長		
	土浦市環境保全課長		
	かすみがうら市環境保全課長※6		
	国土交通省 霞ヶ浦河川事務所長		
	独立行政法人水資源機構 利根川下流域総合管理所長※6		

※1：前田委員長を会長、平井委員を副会長に選出

※2：第5回協議会（平成17年5月21日）より変更

※3：第5回協議会（平成17年5月21日）にて辞任

※4：第6回協議会（平成17年7月23日）にて辞任

※5：平成17年度より、茨城県生活環境部霞ヶ浦対策課を2組織に編成

※6：平成17年度より、組織名称変更

第3節 役割分担

(1) 自然再生協議会に参加する者の役割

自然再生協議会に参加する者の主に主体的に取り組むべき役割について、基本的な考え方を以下に示した。

○専門家：事業区域に関する科学的知見に明るい専門的な立場から、計画立案及び協議、施工、環境管理、環境モニタリング並びに環境学習に参加する。

○公募委員：団体と個人の立場から、国土交通省、県及び市と連携を図りつつ、計画立案及び協議、施工、環境管理、環境モニタリング、環境学習並びに広報活動等に参加する。

○行政：

・国土交通省：河川管理者の立場から、計画立案及び協議、施工、環境管理、環境モニタリング、環境学習並びに広報活動に参加し、事業区域内の適正な保全に協力する。

・水資源機構：霞ヶ浦開発施設の管理者の立場から、計画立案及び協議、施工、環境管理並びに環境学習に参加する。

・茨城県：茨城県の広域行政を行っている立場から、計画立案及び協議、環境学習並びに広報活動等に参加し、他の地元の諸計画との調整をする。

・土浦市：事業地域を含む地方公共団体の立場から、計画立案及び協議、環境管理、環境学習並びに広報活動に参加する。

・かすみがうら市：事業地域を含む地方公共団体の立場から、計画立案及び協議、環境管理、環境学習並びに広報活動に参加する。

(2) 役割分担表

前述の役割分担の基本的な考え方を基に、役割分担を下表に示した。

役割分担表

		計画立案 及び協議	施工	環境管理	環境 モニタ リング	環境学習	広報活動
専門家		○	○	○	○	○	
公募委員	団体	○	○	○	○	○	○
	個人	○	○	○	○	○	○
行政	国土交通省	○	○	○	○	○	○
	水資源機構	○	○	○		○	
	茨城県	○				○	○
	土浦市	○		○		○	○
	かすみ がうら市	○		○		○	○

第4章 その他自然再生事業の実施に必要な事項

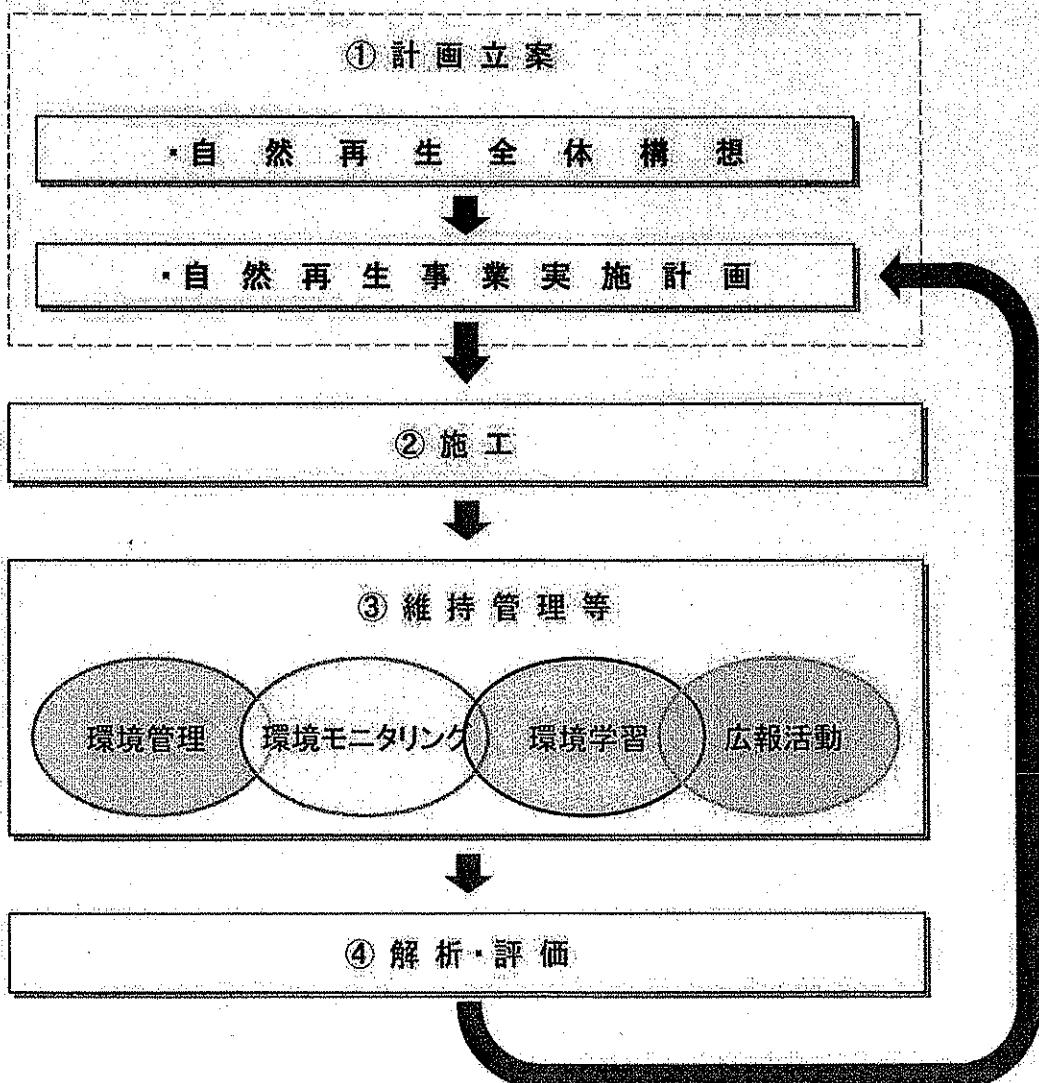
第1節 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区での自然再生事業の進め方

当地区での自然再生事業の進め方を以下のフローに示すとおりである。

まず協議会において、自然再生の対象となる区域、自然再生の目標、協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担を定めた「自然再生全体構想」を作成する。次に自然再生事業を実施する者（実施者）が、自然再生実施計画の案を作成し、協議会において十分に協議した上で「自然再生事業実施計画」を作成する。

その後、自然再生実施計画に基づいて施工、維持管理等（環境管理、環境モニタリング、環境学習、広報活動等）を実施し、その結果を解析・評価して実施計画にフィードバックする順応的な管理を実施するものとする。

また、上記の過程において、協議会委員相互の情報共有化を図るものとする。



田村・沖宿・戸崎地区の自然再生事業の進め方